

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成26年9月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 （仮称）マルイ堀之内店
所在地 魚沼市堀之内4071番1外
設置者 株式会社マルイ

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 平成26年5月20日

3 意見の概要

(1) 魚沼市からの意見の概要

大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項

・歩行者の通行の利便の確保等

歩行者及び車両の安全対策に十分配慮すること。

・廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

衛生的で快適な生活環境確保のため、常にリサイクルを念頭に置き、廃棄物の減量化と適正処理に努めること。

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成26年9月30日から平成26年10月30日まで